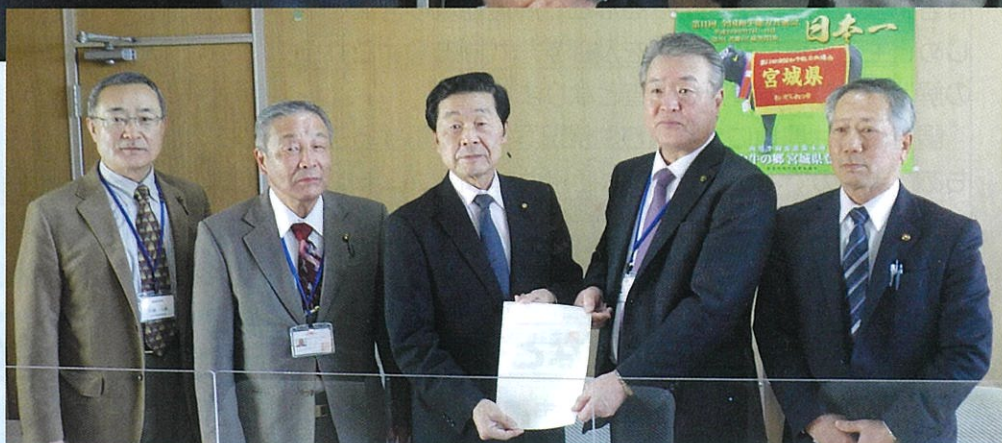


農の広場

登米市農業委員会だより

第33号

令和3年6月



意見書の項目

- ① 農地利用の集積・集約化について
- ② 遊休農地の発生防止・解消について
- ③ 新規参入の推進について
- ④ 人・農地プランの実質化について

意見書を提出

市長と市議会議長に「農地利用の最適化の推進施策」として左記4項目を掲げ、3月15日に意見書を提出しました。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定により、年1回関係行政機関へ意見を提出することになっています。

昨年12月に行われた農業者等との意見交換会では、地域の担い手を確保していくためには大規模な基盤整備と中心経営体に農地集積・集約を図ることが必要であると話題になりました。今回の意見書ではこのような内容を大いに盛り込み、市長と市議会議長からも理解をいただきました。

担当：岩淵委員



総 会



登米市農業委員会の総会は、中田庁舎で毎月25日（土・日・祝日の時は休み明け）に年12回行われ、毎月10日まで申請された、農地の貸借・売買・転用などについて審議されます。特に転用については確認が必要なことから、担当農業委員が毎月20日に現地を確認し調査報告をしてから審議されます。

農地の有効利用ができることはもちろんですが、これからの農業後継者が困ることの無いようにしていくことが農業委員会の大切な仕事です。

担当：尾張委員

農地利用状況調査(農地パトロール)にご協力を!!

毎年、農業委員会は、農地の利用状況を確認するとともに、遊休農地と農地の違反転用の実態を把握し、その防止や解消につなげることなどを目的に、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

今年は、7月中旬から9月まで、農地利用最適化推進委員と農地利用状況調査員が市内の農地を調査します。

耕作放棄地や不作付け地などの遊休農地は、病害虫や有害鳥獣の発生の原因になるなど、周辺地域の営農をはじめ、生活環境にも悪影響を及ぼす恐れがあり、これらの解消につながる重要な調査となります。

調査の際は農地に立ち入り、状況写真を撮影することもありますので、是非ご理解とご協力をお願いします。



農業委員会で許可などを行った面積

令和2年度 農地許可申請の審議状況

	農地法第3条 耕作目的の売買・ 貸借等	農地法第4条 所有者自身による 農地転用	農地法第5条 権利異動を伴う 農地転用	農業経営基盤 認定農業者等への 売買・貸借等	合計
迫町	15.6 ha	1.1 ha	2.2 ha	56.4 ha	75.3 ha
登米町	0.5 ha	0.0 ha	0.7 ha	6.8 ha	8.0 ha
東和町	2.9 ha	0.1 ha	0.6 ha	8.5 ha	12.1 ha
中田町	15.9 ha	0.1 ha	2.3 ha	109.4 ha	127.7 ha
豊里町	10.5 ha	0.1 ha	1.7 ha	36.4 ha	48.7 ha
米山町	20.1 ha	0.3 ha	3.1 ha	76.8 ha	100.3 ha
石越町	9.6 ha	0.1 ha	0.6 ha	18.5 ha	28.8 ha
南方町	24.1 ha	0.1 ha	0.8 ha	77.2 ha	102.2 ha
津山町	1.2 ha	0.0 ha	0.4 ha	0.0 ha	1.6 ha
合計	100.4 ha	1.9 ha	12.4 ha	390.0 ha	504.7 ha
件数	148件	22件	125件	598件	893件

農業委員会の調査による遊休農地

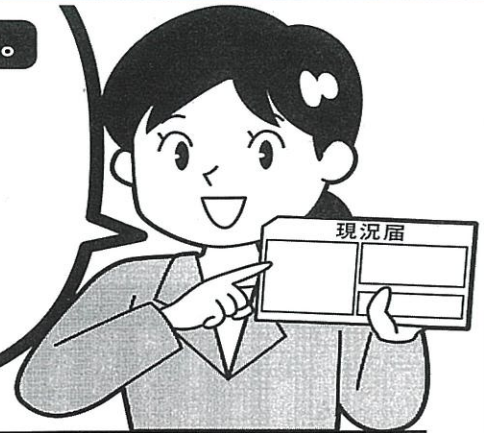
令和2年度遊休農地状況

	荒廃農地 (再生可能)	山林原野化	合計
迫町	25.5 ha	84.7 ha	110.2 ha
登米町	2.0 ha	13.1 ha	15.1 ha
東和町	8.4 ha	52.5 ha	60.9 ha
中田町	10.5 ha	23.0 ha	33.5 ha
豊里町	5.5 ha	8.9 ha	14.4 ha
米山町	4.1 ha	29.7 ha	33.8 ha
石越町	4.9 ha	20.5 ha	25.4 ha
南方町	9.7 ha	29.6 ha	39.3 ha
津山町	5.5 ha	30.6 ha	36.1 ha
合計	76.1 ha	292.6 ha	368.7 ha

現況届は、年金を受給するために毎年必要な届出です。

現況届は 忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の総合支所又は農業委員会に必ず提出してください。



現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、**5月末頃**に直接受給権者ご本人あてに送付します。ただし、年金が差止中の方等には送付しておりません。

現況届の提出時期は…

現況届は、受給権者ご本人又は代理人が、現況届に署名・記入して**6月中**に農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、**年金の支払いが差し止められます**のでご注意ください。

出し忘れに注意!

現況届を出し忘れて年金が差止中の方（現況届が届かない方）は、農業委員会にある「**手書き用現況届**」を提出すれば年金の支払いが再開します。

経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください) 令和3年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

- あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください
- あなたご自身が農業を営んでいますか
はい いいえ
 - あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか
はい いいえ
 - 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか
はい いいえ
 - あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか
はい いいえ
 - あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか
はい いいえ
 - あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか
はい いいえ

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄	
農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します	
氏名(自署)	
生年月日	大正・昭和 年 月 日
住所	都道 府県 電話番号()-()-()
ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください	
代理人の欄	
氏名	受給権者との関係
住所	電話番号()-()-()

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

農業者年金 ～しっかり積立て、がっちりサポート、安心して豊かな老後を～

- ☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。
60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。
- ☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。
自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。
- ☆ 税制面で大きな優遇措置があります。
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
- ☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農地・農業者年金等に関するご相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい。
登米市役所中田庁舎2階 ☎0220-34-2317 メールアドレス noui@city.tome.miyagi.jp

農地中間管理事業に期待

豊里町大曲にお住いの佐々木隆一さんは、JAみやぎ登米に16年勤務し昨年春に就農しました。幼いころから農業は身近に感じて過ごしてきた中で、いつかは農業をすると心に決めていたようです。

仕事について「地主さんから借り受けている田んぼをしっかりと管理していきたい！農地中間管理事業を活用して地域に根差した担い手になっていきたい！」と話していました。水稻が主の経営ですが、今後は規模拡大を進めるとともに園芸にもチャレンジを検討しているようです。

隆一さん、これからの地域の担い手として頑張ってください！

担当:佐藤委員



さ さ き りゅういち
豊里町 佐々木 隆一さん

登米市のスマート農家



さとう はるお じゅんいち
中田町 佐藤 治夫さん 純一さん

株式会社シュガーファーム代表取締役の佐藤純一さんは、帯広畜産大学を卒業後北海道で実務経験を積み、平成23年の東日本大震災を機に帰郷し就農しました。

祖父の代から続く酪農家の3代目で、大学で学んだことや経験を活かし、新しい時代の農業経営に取り組んでいます。最新の搾乳ロボットを取り入れた畜舎は、衛生的で働きやすい環境に整えられていました。

私が従来思い描いていた「汚い、しんどい」農業ではなく、明るく楽しいこれからの農業の姿が見えた気がしました。

担当:鈴木委員



令和2年度
農業委員会だよりコンクール
「特別賞」

編集委員

- 委員長 岩淵 勉
- 副委員長 櫻井 利光
- 委員 浅野 和宏
- 尾張 勝
- 佐々木 まき子
- 佐藤 瑛彦
- 菅原 浩之
- 鈴木 泰子

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっています。農業界も例外ではなく、様々な分野で大きな影響が出ています。マスクを着用しての外出は当たり前前の光景となり、「新しい生活様式」として私たちの暮らしは大きく様変わりしました。世界が刻一刻と姿を変えていく中でも、その一方では変わらずに季節は巡ります。畑に種を蒔けば芽生えの時を迎え、やがて収穫の喜びがやってきます。先が見通せない不安な毎日の中でも、当たり前前に変わらないこと、変えてはならないことを忘れてはなりません。大きく揺れ動く時代の中でも、文字通りしっかりと地に足をつけ、人々の生活を支えたいという思いは、私たち全ての農業関係者の強い願いです。

編集後記